

令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総 則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給 水 戸 数	278,449 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	63,094,843 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	172,856 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	6,565,142 千円

[竹原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,467 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,625,766 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,673 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	595,447 千円

[三原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	39,500 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,164,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25,106 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	705,037 千円

[府中市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,572 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,383,935 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,531 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	303,860 千円

[三次市水道事業]

(1) 給水戸数	20,005 戸
(2) 年間総給水量	4,361,874 m ³
(3) 一日平均給水量	11,950 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	923,481 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給水戸数	10,894 戸
(2) 年間総給水量	2,527,731 m ³
(3) 一日平均給水量	6,925 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	215,411 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給水戸数	84,337 戸
(2) 年間総給水量	18,037,957 m ³
(3) 一日平均給水量	49,419 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,107,764 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給水戸数	51,672 戸
(2) 年間総給水量	12,060,105 m ³
(3) 一日平均給水量	33,041 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	691,955 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給水戸数	10,875 戸
(2) 年間総給水量	2,048,739 m ³
(3) 一日平均給水量	5,612 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	236,451 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給水戸数	12,016 戸
(2) 年間総給水量	2,274,126 m ³
(3) 一日平均給水量	6,230 m ³
(4) 主要な建設改良事業	

水道施設建設事業 50,547 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数 10,055 戸
(2) 年間総給水量 1,809,963 m³
(3) 一日平均給水量 4,958 m³
(4) 主要な建設改良事業
水道施設建設事業 94,616 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数 4,668 戸
(2) 年間総給水量 1,256,444 m³
(3) 一日平均給水量 3,442 m³
(4) 主要な建設改良事業
水道施設建設事業 206,236 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数 4,163 戸
(2) 年間総給水量 1,197,372 m³
(3) 一日平均給水量 3,280 m³
(4) 主要な建設改良事業
水道施設建設事業 79,296 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数 4,141 戸
(2) 年間総給水量 933,103 m³
(3) 一日平均給水量 2,556 m³
(4) 主要な建設改良事業
水道施設建設事業 173,896 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数 2,084 戸
(2) 年間総給水量 413,728 m³
(3) 一日平均給水量 1,133 m³
(4) 主要な建設改良事業
水道施設建設事業 181,145 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

	収	入
第 1 款 水道事業収益及び簡易水道事業収益		20,715,168 千円
第 1 項 営業収益		16,085,712 千円
第 2 項 営業外収益		4,629,456 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用及び簡易水道事業費用		19,968,238 千円
第 1 項 営業費用		19,351,878 千円
第 2 項 営業外費用		602,360 千円
第 3 項 予備費		14,000 千円

[竹原市水道事業]

	収	入
第 1 款 水道事業収益		878,848 千円
第 1 項 営業収益		823,133 千円
第 2 項 営業外収益		55,715 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		832,832 千円
第 1 項 営業費用		810,291 千円
第 2 項 営業外費用		21,541 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円

[三原市水道事業]

	収	入
第 1 款 水道事業収益		3,232,799 千円
第 1 項 営業収益		2,695,387 千円
第 2 項 営業外収益		537,412 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		3,089,799 千円
第 1 項 営業費用		2,957,382 千円
第 2 項 営業外費用		131,417 千円
第 3 項 予備費		1,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入
第 1 款 水道事業収益		726,094 千円
第 1 項 営業収益		617,157 千円
第 2 項 営業外収益		108,937 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			714,015 千円
第 1 項 営業費用			675,667 千円
第 2 項 営業外費用			37,348 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,901,236 千円
第 1 項 営業収益			1,287,245 千円
第 2 項 営業外収益			613,991 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,890,055 千円
第 1 項 営業費用			1,818,850 千円
第 2 項 営業外費用			70,205 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,150,826 千円
第 1 項 営業収益			684,163 千円
第 2 項 営業外収益			466,663 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,122,395 千円
第 1 項 営業費用			1,079,323 千円
第 2 項 営業外費用			42,072 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,469,657 千円
第 1 項 営業収益			4,763,098 千円
第 2 項 営業外収益			706,559 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			5,245,988 千円
第 1 項 営業費用			5,164,858 千円
第 2 項 営業外費用			80,130 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[廿日市市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			3,001,864 千円
第 1 項 営業収益			2,451,201 千円
第 2 項 営業外収益			550,663 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			2,961,152 千円
第 1 項 営業費用			2,887,513 千円
第 2 項 営業外費用			72,639 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[安芸高田市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,091,376 千円
第 1 項 営業収益			514,669 千円
第 2 項 営業外収益			576,707 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,064,680 千円
第 1 項 営業費用			1,017,235 千円
第 2 項 営業外費用			46,445 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[江田島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			830,790 千円
第 1 項 営業収益			735,035 千円
第 2 項 営業外収益			95,755 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			806,831 千円
第 1 項 営業費用			775,785 千円
第 2 項 営業外費用			30,046 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[熊野町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			550,575 千円
第 1 項 営業収益			502,167 千円
第 2 項 営業外収益			48,408 千円
	支	出	

第 1 款 水道事業費用	484,971 千円
第 1 項 營業費用	479,094 千円
第 2 項 營業外費用	4,877 千円
第 3 項 予備費	1,000 千円

[北広島町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			557,865 千円
第 1 項 營業収益			272,187 千円
第 2 項 營業外収益			285,678 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			498,317 千円
第 1 項 營業費用			465,113 千円
第 2 項 營業外費用			32,204 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[大崎上島町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			573,393 千円
第 1 項 營業収益			395,130 千円
第 2 項 營業外収益			178,263 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			534,334 千円
第 1 項 營業費用			523,013 千円
第 2 項 營業外費用			10,321 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[世羅町水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			434,514 千円
第 1 項 營業収益			213,919 千円
第 2 項 營業外収益			220,595 千円

	支	出	
第 1 款 水道事業費用			416,161 千円
第 1 項 營業費用			407,118 千円
第 2 項 營業外費用			8,043 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

	収	入	
第 1 款 簡易水道事業収益			315,331 千円
第 1 項 営業収益			131,221 千円
第 2 項 営業外収益			184,110 千円
	支	出	
第 1 款 簡易水道事業費用			306,708 千円
第 1 項 営業費用			290,636 千円
第 2 項 営業外費用			15,072 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,072,673 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 879,160 千円、減債積立金 275,142 千円、建設改良積立金 290,527 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,134,717 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,448,197 千円、繰越利益剰余金処分額 36,931 千円及び引継金 7,999 千円で補てんするものとする。）。)

[市町水道事業計]

	収	入	
第 1 款 資本的収入			5,066,929 千円
第 1 項 企業債			1,496,400 千円
第 2 項 出資金			1,144,755 千円
第 3 項 他会計補助金			313,974 千円
第 4 項 補助金			699,635 千円
第 5 項 負担金			1,412,165 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出			10,139,602 千円
第 1 項 建設改良費			6,767,809 千円
第 2 項 企業債償還金			3,359,348 千円
第 3 項 投資			12,445 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,367 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 45,922 千円及び建設改良積立金 15,445 千円で補てんするものとする。）。)

	収	入	
第 1 款 資本的収入			553,778 千円
第 1 項 企業債			298,900 千円

第 2 項	補 助 金	69,000 千円
第 3 項	負 担 金	185,878 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	615,145 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	596,584 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	18,561 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,372,255千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額141,944千円、過年度分損益勘定留保資金328,585千円、当年度分損益勘定留保資金886,865千円及び繰越利益剰余金処分量14,861千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	463,246 千円
第 1 項	企 業 債	79,500 千円
第 2 項	出 資 金	175,594 千円
第 3 項	補 助 金	320 千円
第 4 項	負 担 金	207,832 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	1,835,501 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	726,708 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,108,793 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額248,321千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額54,617千円、建設改良積立金99,607千円及び過年度分損益勘定留保資金94,097千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	213,959 千円
第 1 項	企 業 債	99,900 千円
第 2 項	出 資 金	61,727 千円
第 3 項	補 助 金	43,332 千円
第 4 項	負 担 金	9,000 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	462,280 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	320,998 千円

第 2 項 企業債償還金 141,282 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 651,148 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,121 千円及び過年度分損益勘定留保資金 560,027 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		764,600 千円
第 1 項	企業債		250,600 千円
第 2 項	出資金		257,000 千円
第 3 項	補助金		257,000 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		1,415,748 千円
第 1 項	建設改良費		926,073 千円
第 2 項	企業債償還金		489,675 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 303,453 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 44,604 千円及び当年度分損益勘定留保資金 258,849 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資本的収入		186,647 千円
第 1 項	企業債		4,400 千円
第 2 項	出資金		17,000 千円
第 3 項	補助金		17,000 千円
第 4 項	負担金		148,247 千円
		支 出	
第 1 款	資本的支出		490,100 千円
第 1 項	建設改良費		215,712 千円
第 2 項	企業債償還金		274,388 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 912,590 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 216,386 千円及び過年度分損益勘定留保資金 696,204 千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款	資 本 的 収 入	1,562,008 千円
第 1 項	企 業 債	455,300 千円
第 2 項	出 資 金	528,056 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金	25,067 千円
第 4 項	補 助 金	149,019 千円
第 5 項	負 担 金	404,566 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	2,474,598 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	2,144,892 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	317,261 千円
第 3 項	投 資	12,445 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 618,166 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 74,401 千円、減債積立金 257,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 286,714 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	334,400 千円
第 1 項	企 業 債	8,000 千円
第 2 項	補 助 金	8,000 千円
第 3 項	負 担 金	318,400 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	952,566 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	695,515 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	257,051 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 319,024 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,203 千円、建設改良積立金 4,957 千円、過年度分損益勘定留保資金 32,051 千円及び当年度分損益勘定留保資金 243,813 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入	303,732 千円
第 1 項	企 業 債	159,400 千円
第 2 項	出 資 金	60,666 千円
第 3 項	補 助 金	60,666 千円
第 4 項	負 担 金	23,000 千円

	支	出	
第 1 款	資	本	的 支 出
			622,756 千円
第 1 項	建	設	改 良 費
			344,944 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金
			277,812 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 115,582 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,610 千円、建設改良積立金 34,385 千円及び当年度分損益勘定留保資金 57,587 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資	本	的 収 入
			24,437 千円
第 1 項	負	担	金
			24,437 千円
	支	出	
第 1 款	資	本	的 支 出
			140,019 千円
第 1 項	建	設	改 良 費
			54,385 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金
			85,634 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 64,381 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,254 千円及び建設改良積立金 56,127 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資	本	的 収 入
			31,152 千円
第 1 項	負	担	金
			31,152 千円
	支	出	
第 1 款	資	本	的 支 出
			95,533 千円
第 1 項	建	設	改 良 費
			95,533 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 238,224 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 108,942 千円、減債積立金 18,091 千円及び過年度分損益勘定留保資金 111,191 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資	本	的 収 入
			117,800 千円
第 1 項	企	業	債
			72,000 千円

第 2 項	出	資	金	22,900 千円
第 3 項	補	助	金	22,900 千円
			支	出
第 1 款	資	本	的	支
				出
第 1 項	建	設	改	良
				費
第 2 項	企	業	債	償
				還
				金

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 37,472 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 14,319 千円、当年度分損益勘定留保資金 1,083 千円及び繰越利益剰余金処分量 22,070 千円で補てんするものとする。）。

				収	入
第 1 款	資	本	的	収	入
第 1 項	企	業	債	25,400 千円	
第 2 項	出	資	金	9,366 千円	
第 3 項	他	会	計	補	
				助	
				金	
第 4 項	補	助	金	9,366 千円	
			支	出	
第 1 款	資	本	的	支	
				出	
第 1 項	建	設	改	良	
				費	
第 2 項	企	業	債	償	
				還	
				金	

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 106,947 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,837 千円、建設改良積立金 80,006 千円及び過年度分損益勘定留保資金 10,104 千円で補てんするものとする。）。

				収	入
第 1 款	資	本	的	収	入
第 1 項	出	資	金	12,446 千円	
第 2 項	他	会	計	補	
				助	
				金	
第 3 項	補	助	金	12,446 千円	
第 4 項	負	担	金	59,653 千円	
			支	出	
第 1 款	資	本	的	支	
				出	
第 1 項	建	設	改	良	
				費	

第 2 項 企 業 債 償 還 金

107,615 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 23,743 千円は、過年度分損益勘定留保資金 15,744 千円及び引継金 7,999 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		231,172 千円
第 1 項 企 業 債		43,000 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金		137,586 千円
第 3 項 補 助 金		50,586 千円
	支	出
第 1 款 資 本 的 支 出		254,915 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		181,972 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金		72,943 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		
竹原市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 13 年度まで	7,047,000 千円
府中市水道事業		
府中市水道施設建設工事	令和 9 年度	1,970,000 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和 9 年度	299,340 千円
三次市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	992,000 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道施設建設工事	令和 9 年度	60,000 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道維持管理委託事業	令和 9 年度から令和 15 年度まで	2,035,053 千円
東広島市水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	2,394,979 千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道維持管理委託事業	令和 9 年度から令和 13 年度まで	717,728 千円
廿日市市水道施設建設工事	令和 9 年度	50,000 千円
安芸高田市水道事業		

	安芸高田市水道維持管理委託事業	令和9年度から令和10年度まで	63,200千円
	安芸高田市水道施設建設工事	令和9年度から令和14年度まで	6,963,000千円
北広島町水道事業			
	北広島町水道維持管理委託事業	令和9年度から令和12年度まで	62,049千円
	北広島町水道施設建設工事	令和9年度から令和14年度まで	5,774,000千円
大崎上島町水道事業			
	大崎上島町水道施設建設工事	令和9年度	791,000千円
世羅町水道事業			
	世羅町水道施設建設工事	令和9年度	814,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 1,496,400千円	証書借入又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合に より、据置期間 及び償還期限を 短縮し、繰上償 還し、又は低利 に借換えすること ができる。
	竹原市水道事業 298,900千円			
	三原市水道事業 79,500千円			
	府中市水道事業 99,900千円			
	三次市水道事業 250,600千円			
	庄原市水道事業 4,400千円			
	東広島市水道事業 455,300千円			
	廿日市市水道事業 8,000千円			
	安芸高田市水道事業 159,400千円			
	北広島町水道事業 72,000千円			
	大崎上島町水道事業 25,400千円			

	神石高原町簡易水道事業 43,000 千円			
--	--------------------------	--	--	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	4,200,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 原 市 水 道 事 業	700,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	300,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	400,000 千円
廿 日 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	300,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	1,200,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市 町 水 道 事 業 計	2,251,877 千円
竹 原 市 水 道 事 業	109,069 千円
三 原 市 水 道 事 業	394,488 千円
府 中 市 水 道 事 業	141,280 千円
三 次 市 水 道 事 業	118,340 千円
庄 原 市 水 道 事 業	134,330 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	520,654 千円

廿日市市水道事業	229,097千円
安芸高田市水道事業	81,324千円
江田島市水道事業	151,957千円
熊野町水道事業	73,995千円
北広島町水道事業	107,167千円
大崎上島町水道事業	47,575千円
世羅町水道事業	89,383千円
神石高原町簡易水道事業	53,218千円

交 際 費

市町水道事業計	323千円
竹原市水道事業	31千円
三原市水道事業	43千円
府中市水道事業	10千円
三次市水道事業	27千円
庄原市水道事業	16千円
東広島市水道事業	90千円
廿日市市水道事業	52千円
安芸高田市水道事業	13千円
江田島市水道事業	10千円
熊野町水道事業	6千円
北広島町水道事業	7千円
大崎上島町水道事業	7千円
世羅町水道事業	6千円
神石高原町簡易水道事業	5千円

(他会計からの負担金等)

第10条 水道事業会計(市町水道事業)の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市町水道事業計	1,833,096千円
竹原市水道事業	11,378千円
三原市水道事業	238,495千円
府中市水道事業	10,814千円
三次市水道事業	207,090千円
庄原市水道事業	254,751千円
東広島市水道事業	93,838千円
廿日市市水道事業	133,231千円
安芸高田市水道事業	341,527千円

江田島市水道事業	9,710千円
熊野町水道事業	2,200千円
北広島町水道事業	116,606千円
大崎上島町水道事業	92,609千円
世羅町水道事業	125,290千円
神石高原町簡易水道事業	195,557千円

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	36,931千円
三原市水道事業	14,861千円
大崎上島町水道事業	22,070千円

(たな卸資産の購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	183,748千円
竹原市水道事業	1,815千円
三原市水道事業	29,029千円
府中市水道事業	15,169千円
三次市水道事業	9,739千円
庄原市水道事業	6,603千円
東広島市水道事業	57,315千円
廿日市市水道事業	26,028千円
安芸高田市水道事業	6,267千円
江田島市水道事業	15,376千円
熊野町水道事業	5,129千円
北広島町水道事業	1,800千円
大崎上島町水道事業	5,000千円
世羅町水道事業	3,308千円
神石高原町簡易水道事業	1,170千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	74,861,500 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	205,100 m ³
(3) 給 水 対 象 市 町 数	15 市町
(4) 主要な建設改良事業	
広島水道用水供給施設建設事業	2,613,460 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,623,069 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,299,729 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道用水供給事業収益		11,049,041 千円
第 1 項 営 業 収 益		9,571,428 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		1,416,990 千円
第 3 項 特 別 利 益		60,623 千円
	支	出
第 1 款 水道用水供給事業費用		10,214,947 千円
第 1 項 営 業 費 用		10,019,609 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		192,338 千円
第 3 項 予 備 費		3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,840,524 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 736,185 千円、建設改良積立金 1,596,268 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,997,870 千円及び当年度分損益勘定留保資金 510,201 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資 本 的 収 入		1,432,868 千円
第 1 項 企 業 債		332,200 千円

第 2 項	出 資 金	448,700 千円
第 3 項	固定資産売却代金	8,987 千円
第 4 項	補 助 金	516,380 千円
第 5 項	負 担 金	105,594 千円
第 6 項	受 託 金	21,007 千円
	支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出	7,273,392 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	5,596,864 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,674,119 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,409 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度	621,000 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	1,452,500 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	2,216,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	332,200 千円	証書借入又は証 券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、950,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	899,727 千円
交 際 費	138 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

令和8年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	84,544,950 m ³
(2) 一日平均給水量	231,630 m ³
工業用水道	159,630 m ³
上水道	72,000 m ³
(3) 給水対象事業所数	37件
工業用水道	34件
上水道	3件
(4) 主要な建設改良事業	
太田川東部工業用水道施設建設事業	465,682千円
沼田川工業用水道施設建設事業	431,984千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	37,464千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	3,134,982千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 工業用水道事業収益		3,443,153千円
第1項 営業収益		2,861,117千円
第2項 営業外収益		544,736千円
第3項 特別利益		37,300千円
支 出		
第1款 工業用水道事業費用		3,362,580千円
第1項 営業費用		3,231,822千円
第2項 営業外費用		126,758千円
第3項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額908,778千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額285,183千

円、過年度分損益勘定留保資金 289,738 千円及び当年度分損益勘定留保資金 333,857 千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		3,885,400 千円
第 1 項	企 業 債		2,987,500 千円
第 2 項	補 助 金		858,744 千円
第 3 項	受 託 金		39,156 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		4,794,178 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		4,120,741 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		639,637 千円
第 3 項	他会計長期借入金償還金		33,800 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和 9 年度	25,300 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和 9 年度から令和 10 年度まで	806,000 千円
太田川東部工業用水道第 2 期拡張水道施設建設工事	令和 9 年度	50,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	2,987,500 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	231,092 千円
交 際 費	39 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。